

2016 年度アーユス NGO 評価支援事業 募集要項

1. 支援の背景と目的

アーユス仏教国際協力ネットワーク（以下、アーユス）は、日本における自立した市民活動の担い手として国際協力 NGO（以下、NGO）の健全な発展を願い、NGO の組織強化を円滑に進めるために国内事務所の人件費の一部を支援するなど、NGO 支援を積極的に行ってきた。その中で見えてきた課題として、NGO が組織運営や事業内容を適正に評価し、見直しや改善、強化を図ることに人材や費用を十分にかけられない現状や、ドナーの支援が評価をそのプロジェクトサイクルの必須部分としていないことなどが挙げられる。

アーユスとしては、NGO が持続的で安定した組織運営や事業を遂行する上で、自らの組織や事業の現状をできる限り適正に評価し、その長所や課題を明らかにすることが重要であると考え、NGO が行う組織評価や国際協力の事業評価を支援することを目的に、「NGO 評価支援」事業を実施する。これは、組織評価、もしくは事業評価を実施する NGO に対し、そのために必要な資金の半額（上限 50 万円）の資金的援助を行うものである。

この評価支援を通じて、組織運営の面が強化されること、一般市民からの会費や寄付等で賄われる NGO のプロジェクト／プログラムの質的な向上が図られることで、NGO に対する一般市民からの信頼が高まることなどが期待される。さらに、こうした評価の結果が公表されることで、同様な課題を抱える他の NGO にも共有され、評価を行うことの意義や必要性、その手法について理解が広がるものと考えられる。

2. 概要

1) 対象期間・スケジュール等

2016年4月から2017年3月までに、組織評価、もしくは国際協力の事業評価を実施しようとする NGO を対象に、2016年2月末日まで募集を行い、3月上旬に選考を行った上で、3月下旬に1団体を支援対象として決定する。支援を受けた NGO は決定通知後、申請書に記載された期間内に評価を実施し、終了後3ヶ月以内にアーユスまで実施完了を報告し、評価・会計報告書を提出する。

2) 評価対象活動のテーマ

特に設定しない。

3. 支援の条件

- ①原則として、実施中のプロジェクト／プログラム、もしくは組織運営を根本的に改善・見直すために NGO が主体となって行う評価活動であること（現地パートナー団体や関係者との合同、あるいは外部専門家等の参加もあるものとする）。
- ②原則として、評価の実施が NGO の年次計画や予算書の中に含まれていること、あるいは評価の実施が、NGO 役員会、本部、現地スタッフ、事務局などの合意で行われることが何らかの文書で示されていること。

- ③評価計画が妥当で実行の可能性が高く、さらにその結果がNGOやパートナー団体、あるいは事業対象者に受け容れられる可能性が高いこと。
- ④評価の結果が、プライバシー等に関する部分を除き、原則として公開され、広くNGOやNGOを支える市民に共有されること。
- ⑤NGO自らの資金だけでは計画された評価の実施が難しいこと。
- ⑥プロジェクトもしくはプログラムが、現地や他の団体とのパートナー関係で行われている場合は、それらの団体の合意と評価における分業や権限が書かれたTOR（それに準じるか、相手が明確に合意していることが条件）が存在すること。
- ⑦団体の会報やホームページなどで、前年度までの活動報告や会計報告、今年度の事業計画や会計報告を公表していること。

4. 対象となるNGO

アユスが掲げる理念や本事業の目的に賛同する日本の国際協力NGO。

5. 支援内容について

- ①評価の実施に係る経費（外部専門家による助言や指導、勉強会・ワークショップ等の実施、評価結果の策定等）について、必要な資金の半額（上限50万円）を支援する。
- ②原則として、プロジェクト／プログラムを実施するための日常的な費用や、評価に必要なモニタリングの費用などは対象としない。
- ③評価実施のために必要な費用を各項目で折半することを原則とする。
- ④支援金は、支援決定後、2015年度に入ってから対象NGOに支給される。
- ⑤支援の条件を満たさなかった場合、何らかの理由で実施に着手できなかった場合、あるいは他の補助金で補填できた場合は、支援金を速やかに返済する。また、やむを得ない事情で中断となった場合は、アユスと協議の上、支援金の処理を決定する。

6. 報告について

1) 原則、評価終了後3ヶ月以内に、評価・会計報告書を提出すること。留意事項は以下の通り。

①評価報告書の主な項目

(1)評価の背景と目的

評価の背景（実施に至った経緯）と目的

(2)評価の実施体制

評価の実施体制、期間、外部専門家／パートナー団体、実施者など

(3)評価の実施報告

評価の概要（目的、活動、投入資源など）、評価手法、評価調査項目、データ収集・分析方法、外部専門家に評価を依頼した場合やパートナー団体に評価への協力を求める際に交わされるTOR（評価における分業や権限が書かれた文書等）などを詳細に。

(4)評価結果と分析

結果(findings)の記述・評価分析、組織の見直しや対象プロジェクト／プログラムの軌道

修正（問題への対処方法）等の検討課題など。パートナー団体がある場合は、その団体が望む言語でも報告書が用意され、シェアされること。

(5)提言及び教訓、評価結果のフィードバック

評価結果の今後の活用について。

②会計報告書

- 2) 評価報告書提出後、要請があった場合は報告書の公開を行う場合があります。また、アーユス理事・専門委員等を対象とした報告会を実施します。

7. 応募方法

指定の申請書に必要書類を添えて、2016年2月末日までにアーユス事務所（〒135-0024 東京都江東区清澄3-4-22）に必着とする。尚、応募書類の返却は行わない。

8. 審査・選考

アーユスの選考委員会が、専門委員の助言を得て行う。必要に応じて団体訪問や追加資料の提出を求めることもある。

9. 選考結果の通知

2016年3月下旬に各団体あてに通知する。但し、審査の内容や決定理由は公開しない。

連絡先 特定非営利活動法人アーユス仏教国際協力ネットワーク

〒135-0024 東京都江東区清澄3-4-22

TEL：03-3820-5831 FAX：03-3820-5832

担当：井上 E-mail：tokyo@ngo-ayus.jp